

令和7年度三次市公共施設照明設備LED化 推進事業プロポーザル 実施要項

三次市環境政策課

令和7年度三次市公共施設照明設備LED化推進事業の内容並びに同事業に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

応募する際は、当実施要項及び機器・工事仕様書を厳守すること。

1 事業の目的

本業務は、市内公共施設の照明設備のLED化を行うことで、市の事業活動における消費電力量及び環境負荷の低減を図るとともに、電力需要の抑制による経費節減を図る。なお、実施にあたっては、事業者から優れたノウハウを生かした提案を受け、最も優れている提案者に実施させるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 事業概要

(1) 事業名称

令和7年度三次市公共施設照明設備LED化推進事業

(2) 履行場所

各施設

(3) 器具種別及び対象施設

三次市内公共施設43施設

既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第13号）による。

(4) 契約方式

長期継続契約 期間10年（120カ月）対象施設毎の契約期間は別紙1を参照

※1 長期継続契約期間終了後、発注者に無償譲渡されるものとする。

(5) 貸借期間（予定）

令和9年1月1日～令和18年12月31日

(6) 予定額

274,600,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※1 消費税額及び地方消費税額は10%とする。

(7) 事業内容

- ア LED照明器具及び設置に必要な付属品一式の貸借
- イ 既設照明器具の撤去・処分及びLED照明器具の設置
- ウ イの遂行に必要な現地調査
- エ LED照明器具の保守
- オ 事業達成のために必要な現地調査・設計業務
- カ 取付工事完成図書作成業務

3 契約者

三次市（以下「本市」という。）

4 発注担当課

三次市市民部環境政策課

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

電話：0824-62-6136 FAX：0824-62-6397

電子メール：kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp

5 参加形態

本事業に参加しようとする者は、リース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、本プロポーザルへの参加申込時に全構成員を明らかにして、本事業に係る連帶責任を負うものとする。なお、想定する構成員については、次のとおりとする。

- (1) リース役割 契約等諸手続を行い事業遂行全般の責を負う事業者
- (2) 施工役割 工事に関する業務を実施する事業者
- (3) 調査設計役割 調査・設計業務を実施する事業者
- (4) その他の役割 上記(1)～(3)以外の本事業に必要とされる事業者

※1 グループの代表者はリース役割会社とする。

※2 リース役割以外の各役割は、複数事業者での構成も可とする。

6 応募条件

- (1) 代表者であるリース役割の事業者は、参加表明書の提出時点において令和6・7年度入札参加資格者名簿「物品購入、修繕及び役務の提供等業務」に登録された者であること。また、名簿に登録のない者で、この案件に係り所定の資格審査を申請し、参加資格を認められた者であること。
- (2) リース役割を担う者は、令和3年度以降、国または地方公共団体が所有する施設において、賃貸借によるLED照明導入事業等の実績を有していることとし、契約実績を証明する契約書等を提出すること。
- (3) リース役割を担う者は経常利益が直近3か年連続で赤字でないこと。
- (4) 施工役割を担う事業者は、令和6・7年度入札参加資格者名簿（市内業者）「電気工事」に登録された者で、且つランクAにカテゴリ化された事業者であること。

- (5) 施工役割を担う者は、電気工事業における特定建設業許可を有する事業者であること。
- (6) 調査設計役割を担う者は、令和3年度以降、国または地方公共団体が所有する施設において、賃貸借によるLED照明導入事業等（調査設計業務を含むLED賃貸借事業）の調査設計役割としての実績を有することとし、契約実績を証明する契約書等を提出すること。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 三次市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (10) 参加表明時は、応募者の各役割の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にすること。
- (11) 直近1年間の法人税、事業税及び地方税を滞納していないこと。

7 応募に関する留意事項

- (1) 費用負担
応募に関する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱い・著作権
提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、本市は応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。
- (3) 特許権
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料又は維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (4) 本市が提供する資料の取扱い
本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (5) 応募者の複数提案の禁止
応募者は1つの提案しか行うことができない。
- (6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止
応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- (7) 構成員の変更の禁止
参加表明書及び資格確認書類提出後は、応募者の構成員を変更することはで

きない。ただし、本市が認めたときはこの限りではない。

(8) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類を変更することはできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は提案書を無効にする。

8 事業者選定の流れ

(1) 応募者の要件

本提案募集への応募者は、前記「6 応募条件」を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀提案の選定

審査委員会により提案内容を審査し、最優秀提案1者を選定する。

(4) 現地調査及び詳細協議

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、提案した内容のリース料金の根拠となる内訳明細書を提出すること。この内訳明細書を用いて、調査後の増減を決めるため、諸経費等案分して、使用機器毎の製品代・工事費の単価内訳も添付すること。

また、公表するデータ「既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第13号）」は図面を元にリスト化したデータであり、施設の現況と必ずしも一致する内容ではないことから、設置工事に先立って、記載内容と現地との整合確認のために、必ず現地調査を実施すること。また、現地調査結果に基づき「既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第13号）」を更新し、現況に沿った省エネシミュレーション設計を行い、結果を速やかに発注者に報告し協議すること。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者は本市と協議を行い、協議が整えば契約を締結し、契約事業者となる。優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点者との詳細協議を行う。なお、契約までの費用については優先交渉権者の負担とする。

9 事業全体スケジュール（予定）

(1) 事業スケジュール

| | 項目 | 日程 |
|---|---------|------------|
| 1 | 公告・募集開始 | 令和7年12月1日 |
| 2 | 質問書受付期限 | 令和7年12月10日 |

| | | |
|----|-----------|-----------------------|
| 3 | 質問書回答期限 | 令和7年12月15日 |
| 4 | 参加表明書提出期限 | 令和7年12月23日 |
| 5 | 提案書提出期限 | 令和8年1月20日 |
| 6 | プレゼンテーション | 令和8年1月28日（予定） |
| 7 | 選定結果通知 | 令和8年2月2日の週 |
| 8 | 現地調査等 | 令和8年2月から令和8年3月 |
| 9 | 契約締結～施工 | 令和8年4月1日から令和8年12月31日 |
| 10 | リース期間 | 令和9年1月1日から令和18年12月31日 |

(2) 提案募集の手続き

ア 実施要項等の配布

下記（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）及び（オ）は、本市ホームページにて配布する。なお、（カ）既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式13号）について、応募者は、担当課へ電話のうえ、様式第1－1号により申請を行うこと。（申請期間：令和7年12月23日まで）

（ア）実施要項

（イ）機器・工事仕様書

（ウ）提案提出書類様式一式

（エ）対象施設一覧（別紙1）

（オ）プロポーザル評価基準（別紙2）

（カ）既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第13号）

イ 実施要項等に対する質問受付・質問回答

（ア）質問の方法

質問は、任意の質問書を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき1枚送信する。なお、電子メール送信の際は、件名を「令和7年度三次市公共施設照明設備LED化推進事業質問書」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

（イ）受付期間

令和7年12月1日から令和7年12月10日

（ウ）電話受付時間

開庁日の午前9時から午後5時まで

（エ）質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和7年12月15日に本市ホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本実施要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次による参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参する。

ア 受付期間

令和7年12月1日から令和7年12月23日まで

イ 受付時間

開庁日の午前9時から午後5時まで

ウ 受付場所

「4 発注担当課」のとおり

エ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを9部（正1部、副8部）提出すること。

(ア) 参加表明書（様式第1－2号）

グループの代表企業名にて参加表明書を提出すること。

(イ) グループ構成表（様式第2号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（リース役割、施工役割、調査設計役割、その他役割（分担名を記載すること））を明確にすること。また、構成員の間で締結した契約書又は覚書等の内容を添付すること。

(ウ) 商業登記簿謄本（※リース役割のみで可）

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3ヶ月以内に発行されたものを綴じること。

(エ) 納税証明書（※リース役割のみで可）

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(オ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第3号）

グループでの応募の場合は、応募者全ての構成員が提出すること。

(4) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、電子メールで応募者（代表者）に通知する。

(5) 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、「11 提案提出書類の作成方法」に従い、事業提案書を作成し、発注担当課に持参する。

ア 受付期間

令和7年12月1日から令和8年1月20日

イ 受付時間

開庁日の午前9時から午後5時まで

ウ 提出書類

「11 提案提出書類の作成方法」によるものとする。

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第4号）を本市に持参又は郵送で提出すること。

10 提案書における提示条件

応募者は、次の条件に基づき、提案書を作成する。

- (1) 機器・工事仕様書に規定する灯具仕様及び同設置仕様に応じた製品を使用すること。
- (2) 機器・工事仕様書に基づき、工事を遂行できること。
- (3) その他、この要項に定めるもののほか、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

11 提案提出書類の作成方法

(1) 事業提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを9部（正1部、副8部）提出すること。

- ア 提案書提出届（様式第5号）
- イ 提案総括表（様式第6号）
- ウ 使用機器提案書（様式第7号）
- エ 物品保守に関する提案書（様式第8号）
- オ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第9号）
- カ その他提案事項（様式第10号）
- キ 事業効果について（様式第11号）
- ク 事業費用について（様式第12号）
- ケ 既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表（様式第13号）
- コ 事業実績調書（任意様式）

(2) 作成方法

ア 一般事項

- (ア) 各提案書類には、会社名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示をすること。
- (イ) 提案書提出届（様式第5号）により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類をA4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。
- (ウ) エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと。

| | |
|----------|----------------------------------|
| エネルギー種別 | CO ₂ 排出係数 |
| 電気（中国電力） | 0.000472 (t-CO ₂ ・単位) |

- (エ) 各提案書類における消費税額及び地方消費税額は、10%とすること。

- ① 提案書提出届（様式第5号）
- ② 提案総括表（様式第6号）
提案全体の概要、基本方針、基本スケジュール等を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。（A4版5枚以内で記載）
- ③ 使用機器提案書（様式第7号）
使用機器の詳細について、使用する機器の図や特性値などを用い、その特徴などを具体的に記載すること。（A4版20枚以内で記載）
- ④ 物品保守に関する提案書（様式第8号）

賃貸借期間中の物品保守についての提案を記載すること。（A4版5枚以内で記載）

⑤ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第9号）

工事施工にあたり、施工計画・安全管理・工程管理等において特に重要なと判断する事項及び品質管理、保険の補償に関する内容を記載すること。

（A4版10枚以内で記載）

⑥ その他提案事項（様式第10号）

その他の提案事項について、記載すること。（A4版15枚以内で記載）

例：取替工事や運用開始を行うために工夫している点等例・独自のノウハウや提案

⑦ 事業効果について（様式第11号）

LED照明灯を導入しないケースと、導入したケースの10年間にかかる電気料金、消費電力量及び二酸化炭素排出量を算出のうえ、本事業による削減効果を記載すること。削減効果の検証方法については、「(3) 年間電気代削減金額等の設定」に示す。この際、調光やセンサなどの運用による更なる省エネ手法については、不確定な要素であることから、その効果を計算に含めないこと。

⑧ 事業費用について（様式第12号）

リース料の総額とともに、内訳として機器費、取替工事費及び諸経費等に分けて記載すること。

⑨ 既存照明・提案LED照明リスト 及び省エネ試算表（様式第13号）

様式の内容に基づき、提案する製品仕様・型番・メーカー・光束値・消費電力を記載すること。

(3) 年間電気代削減金額等の設定

| 事 項 | 算出方法 |
|---------------|--|
| ①消耗品 | 既存照明・提案LED照明リスト 及び省エネ試算表（様式第13号）に記載された金額を固定値とする。 |
| ②既設電気代支出金額 | 既存照明・提案LED照明リスト 及び省エネ試算表（様式第13号）に記載された金額を固定値とする。 ※基本使用料の削減は、計算対象としない。 |
| ③電気代削減予定金額 | ②から⑥を減じて算出する。 |
| ④経費削減効果（メリット） | ①と②の合計から⑤と⑥を減じて算出する。 |
| ⑤リース料金 | 製品代のほか、工事費、金利、維持管理費、詳細調査費、検証費、諸経費及びその他のリースに係る全ての費用を含めること。 |

| | |
|--------------------|-----------------------------|
| ⑥LED改修後 電気代支出金額 | 照明器具をLEDに置換え、②と同様の条件にて算出する。 |
|--------------------|-----------------------------|

12 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

別に定めるプロポーザル審査委員会が、別紙2の評価基準の観点から総合的な審査を行い、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

(2) 審査の流れ

提案の審査にあたっては、次のとおりで行う。

ア 提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、発注担当課において、あらかじめ前項の評価項目における事業実績及び見積金額について事前評価を行い、原則上位4社がプロポーザルによる審査・評価を受けることができるものとする。

イ プレゼンテーションの出席者は5名以内とする。

ウ 応募者は提案書をもとに20分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。

その後、プロポーザル審査員による質疑応答を15分程度行う。

エ プレゼンテーションは、事前に提出した様式6号～13号の資料のみを用い、他の資料は投影を含め使用しないこと。

オ プレゼンテーションは、令和8年1月28日（予定）に開催する。なお、会場は三次市役所603会議室とし、詳細は応募者に別に通知する。

カ 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。

キ 審査の結果、審査員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、事業契約に向けての優先交渉権者とする。また次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提示されたエネルギー削減値がより高い応募者を優先交渉権者とする。

ク プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて本市が用意したプロジェクター、スクリーンを使用することができる。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果は提案者に文書で通知し、電話等による問合せには応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

ウ 審査結果は、本市のホームページに掲載する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合

イ 提案書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本実施要項に違反すると認められる場合

13 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

ア 事業者は、実施要項、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両者で誠意をもって協議することとする。

(2) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え方

提案が達成しないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。

ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ 予測されるリスクと責任分担本市と事業者の責任分担は、原則として次項の「表1：予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

ウ 契約の締結が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細協議実施後、基本契約の締結が困難になった場合は、以下の措置を講ずるものとする。

（ア） 提案書と計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、本市は優先交渉権者に対し、それまでに要した費用を請求することができるものとする。

（イ） 本市の指示により事業が中止された場合は、優先交渉権者はそれまでに要した金額を上限に、本市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、基本契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

表1：予想されるリスクと責任分担

| リスクの種類 | リスクの内容 | 負担者 | |
|---------|----------|--|-----|
| | | 本市 | 事業者 |
| 共通 | 実施要項の誤り | 実施要項の記載事項に重大な誤りのあるもの | ○ |
| | 安全性の確保 | 設計・工事・維持管理における安全性の確保 | ○ |
| | 環境の保全 | 設計・工事・維持管理における安全性の確保 | ○ |
| | 制度の変更 | 税制の変更 | ○ |
| | | 法令・許認可の変更 | ○ |
| | 事業の中止・延期 | 本市の指示によるもの | ○ |
| | | 本市の不注意等による建設許可等の遅延によるもの | ○ |
| | | 事業者の事業放棄、破綻によるもの | ○ |
| 設計段階・計画 | 不可抗力 | 天災等による設計変更・中止・延期 | ○ |
| | 物価の変動 | 急激なインフレ・デフレ(設計費に対して影響のあるもののみを対象とする) | ○ |
| | 設計変更 | 本市の提示条件、指示の不備によるもの | ○ |
| | | 事業者の指示・判断の不備によるもの | ○ |
| | 応募コスト | 応募コストの負担 | ○ |
| 建設段階 | 第三者賠償 | 調査・建設における第三者への損害賠償義務 | ○ |
| | 不可抗力 | 天災等による設計変更・中止・延期 | ○ |
| 建設段階 | 物価の変動 | 急激なインフレ・デフレ(建設費に対して影響のあるもののみを対象とする) | ○ |
| | 立入許可 | 合理的な事由によらない場合であって、必要な施設への立入許可がおりない場合の事業未遂行 | ○ |
| | 設計変更 | 本市の提示条件、指示の不備によるもの | ○ |
| | | 事業者の指示・判断の不備によるもの | ○ |
| | 工事遅延・未完工 | 本市の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期 | ○ |
| | | 事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延 | ○ |
| | 工事費増大 | 本市の指示・承諾による工事費の増大 | ○ |
| | | 事業者の指示・判断によるもの | ○ |
| | 性能 | 要求仕様不適合(施工不良を含む) | ○ |
| | 一時的損害 | 引渡し前に工事目的物に関して生じた損害 | ○ |
| | | 引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害 | ○ |
| | 用地の確保 | 資材置き場の確保 | ○ |

| | | | | |
|-----------------------|--------------------|----------------------------------|---|---|
| | | | | |
| 支 払 関 連 | 金利の変動 | 金利の変動 | | ○ |
| | 支払遅延・不能 | 本市の責による、支払の遅延・不能によるもの | ○ | |
| 計 測 ・ 検 証 | 設備不良 | 設備が所定の性能を達成しない場合 | | ○ |
| | 電気料金単価の変動 | 電気料金単価の変動 | ○ | |
| | エネルギーべー スラインの調整 | 機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更 | ○ | |
| | | 上記以外の変動要因の場合 | ○ | ○ |
| 保 証 関 連 | 性能 | 要求仕様不適合(施工不良を含む) | | ○ |
| | | 仕様不適合による施設・設備への損害、本市の施設運営・業務への障害 | | ○ |